

タイトル	高山寺・義淵房靈典と覚園院代々(二)(退職記念)
著者	徳永, 良次
引用	北海学園大学人文論集, 42: 314-284
発行日	2009-03-25

高山寺・義淵房靈典と覚蘭院代々（二）

徳 永 良 次

はじめに

先に検討した高山寺知事であった義淵房靈典とその塔頭である覚蘭院の系譜について引き続きまとめてみたい。⁽¹⁾
まず、前号で明らかにした点を簡単に再述しておく。

○義淵房靈典は明恵上人の置文により高山寺の知事とされ、寺主空達房定真、学頭義林房喜海とともに明恵示寂後の高山寺において指導的な役割を果たした。特に、明恵生前から実施されてきた聖教目録の作成と聖教の再編成においては空達房定真とともに中心的な活動をしている。⁽²⁾

○義淵房靈典の法脈は、明恵上人と同じく真言・華嚴の両方ともに相承していることが現存する血脈から判明する。空達房定真が主として真言系の活動記録しかないこと、義林房喜海が華嚴系の学問上での活動しか記録が見られないことと比べると幅広いものである。⁽³⁾

○高山寺経蔵に現存する資料から義淵房靈典の事績をたどると、聖教の書写・校合を始め明恵上人を講師とする講義にも列席しており、それを記録に留めている。

高山寺において義淵房靈典の活動記録を見出すことは非常に難しく、詳細は不明なことが多いのであるが、右に見てきたような点

は判明している。これをうけて本稿では、義淵房靈典を第一世とする寺内の塔頭である覺蘭院の系譜とその代々の活動について、関連する資料を高山寺経蔵内だけでなく寺外のものも取り上げ概括的に検討していきたいと思う。

—

まず、義淵房靈典とその法脈を受け継ぐ覺蘭院代々についての記録をみていく。高山寺には、いわゆる「代々記」とも言える記録が現存している。そのような高山寺の各僧坊の代々についてのまとまった記録は三点知られている。書写年代が古いものから順にまとめると以下の通りである。⁽⁴⁾

①高山寺縁起 卷末付載 (仮称)「代々記」

この資料は「高山寺縁起」(高山寺聖教類第一部29)の巻末に書き込まれたもので、この資料自体は室町時代永正十一年(1514)、方便智院弁朝の書写にかかるものであるが、代々の記録は「高山寺縁起 解説」に「卷末附載の高山寺諸院歴住略次第(仮題)は縁起本文と筆者を異にし、室町末期に、本書の余白を用ゐて記されたものと思はれ」⁽⁵⁾とあるように少なくとも数十年の開きがあり、誰が、何のためにこの部分に記載したものか詳細は不明である。

②村上素道師著作付載「高山寺代々記」

村上素道師の資料は、師の著作である『辨尾山明恵上人』巻末の付載部分(三二八頁)に「高山寺代々記」として代々を記している。しかし、この元となった原資料の所在は不明である。村上師の引用末尾に「寛永廿年〇月二日書之(高山寺文書)」と記されているが、これに該当するものは現在経蔵には見あたらないのは残念である。他の代々記と比べて様々な点において異同が多いものであるが、諸所に引用されていることもあり、ひとまず検討の俎上に載せておく。書写年代については不明であるが、末尾の記事を参考に一応江戸時代初期、寛永年間としておく。⁽⁶⁾

③高山寺代々記

この資料は、すでに宮澤俊雅氏により全文の翻字が紹介されているものである。⁽⁷⁾以下に宮澤氏による解説を略述する。

本書は『高山寺経藏典籍文書目録第四』に『高山寺代々記』(第一九九函1号)として登載されているものである。(中略)、破裂汚損が甚だしく表紙の外題は「高山寺」の三字を確認し得るのみで、果してその下に「代々記」とあったかどうか定かでない。料紙も湿気を吸い込んでか軟弱になっており、もとは豎二九・五糎、横二〇糎の袋綴装であるが、綴じ糸は全く失われている。裏表紙と見做した最終丁に見える「元□二一十」が書写識語と取れなくもなく、そうとすれば、本書は元文二年(一七三七)か元治二年(一八六五・慶応元年)の冬の書写ということになる。

このように、本資料も成立を示す記録がはっきりせず、詳細は不明であることは、先の「高山寺縁起」巻末付載の記録等と変わらない。

結局、どの記録も高山寺が全盛期だった時代を大きく離れたもので詳細は不明なものばかりである。また、これらの僧坊代々を見ると、大まかには一致しているが本文には異同も多い。明らかな誤写などの小異は別として、この諸院代々を見ると、高山寺内には方便智院を始めとして、観海院、十無盡院、報恩院、覚蘭院、善財院、三尊院、西本坊、北坊などの僧坊が高山寺草創期のそうとう早い時期から存したことが考えられ、高山寺の偉容をしのぶことが出来る。また、僧坊のそれぞれが代々相承して、少なくともこれら資料が作成されたと見られる室町時代末期まで存続しているものも少なくない。

まずはこの三点の資料の異同を対比させつつ、義淵房靈典を第一世とする覚蘭院代々を見ていくこととする。①については先に紹介したものであるが、比較検討のために煩を厭わず再度掲載する。

① 「高山寺縁起」巻末付載(仮称)「代々記」(高山寺聖教類第一部二九九号)

池坊
覚蘭院代々

義淵上人 靈典 明悟上人 顕恵上人 照空上人 信明上人 義顯上人 顯

定明上人 院禪上人

② 村上素道『梅尾山明恵上人』卷末付載部分(三三〇頁)「高山寺代々記」

東谷池坊覚蘭院代々

○靈 義淵房。上覚付法
典 建長七寂七六。
盛 明悟上人
遍 形影師
成 顯恵房
雲 盛遍付法

慈 照空上人
順 顯恵付法
深 信明上人
恵 慈順付法
信 義
玄 顯
深 義
海 顯

定明上人 良 信禪上人
範 朗智付法
永 範

③ 「高山寺代々記」(高山寺聖教類第四部第一九九函1号)

東谷 覚蘭院 池坊 (朱書) 靈山院又号池

第一世

義 上人 靈典
○ 上人付法又本

○ 慈上人ハ文字之弟子上覚上人也明恵上人○也
当寺知事 建久元年 誕生/建長十年 入(滅)七十一
開山上人 (御) 記云(靈典) 法師殊當寺土木之功諸人止住
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第二世

明悟上人盛遍 元号頼論 刑部卿□□ 当寺隠遁
□智院忠□法印付法 又隆□□付法

弘安十年□□八日入滅 二十五
六

第三世

顕恵上人淨イ 成雲 明悟上人付法

照空上人保壽院流伝□□云□□院定我法印都賀尾池坊照空上人伝受記云 外題云 受池抄

第四世

照空上人慈順 顕(恵上人) 付法

〔其外題

第五世

信明上人深□ 慈順上人付法

第六世

義顕上人信□

第七世

定明上人深海

第八世

信禅上人良範 朗智上人付法 血脈二三法院

永範上人当□□之後高雄交衆□□永 廿二年十月下旬卅戒廿六云々

□弁応永廿三年三月□日高雄交衆年廿戒四 永範弟子也云々

以上三種類の代々記を比べてみると、高山寺に現存する①と③は僧名の表記方法において共通し、②は異なっている。内容の点から見れば、③がもっとも詳細で②がそれに続く。①は単純に僧名記載のみに徹しており、これは①が本来の記事の末尾および表紙裏に別筆者により書き込まれたという記載の事情によることも大きいと考えられる。総じて、宮澤氏も指摘されているように、①と③

は同一の系統によるものであり、②は別本系統によるものと見られる。ただ、僧名や代々の記載順位については各書一致しており覚蘭院においては、第一世の義淵房靈典から第八世信禅までは異同がない。③はその後さらに永範・□弁と続き、概ね応永年間まで記載があるのが特徴である。つまり、義淵房靈典を始祖とする覚蘭院の系譜は概ね室町時代応永年間までは継承されていたことがわかる。

結局、これら「代々記」がいつ頃、誰によって作成されたものか、どのように受け継がれていったものであるかについて詳細は不明と言わざるを得ない。しかしながら僧坊のいくつかは江戸時代以降も高山寺内での記録が見られることから貴重な資料であると言える。本稿で検討する覚蘭院については、記載の多寡はあるものの相承の順位は異同がなく個別に検討する際の資料としては大いに参考になるものである。次章以降では、この資料に記された代々の順を元として覚蘭院の代々の事績について見ていくこととする。

二

第一世 義淵房靈典

まずは、覚蘭院第一世である義淵房靈典の事績について、前回以後に新たに追加すべき事項・資料が見出されたので、おおよその年代順に挙げていくこととする。

1 成弁印信次第覚

国立国会図書館蔵

44 成弁印信次第覚

『貴重書解題第八巻／古文書の部第三 高山寺古文書 九八通裏文書七四通(四軸)／WA25-81』

大行事須菩提□阿羅漢(裏書)「東第三箱」

覚 毎日学問印信次第

成弁

喜海

□□□□ (高山寺朱印)

定恩

性実

靈典

胤胤 (裏書) 「義相房」

海禅 (裏書) 「越智房」

顯真 (裏書) 「□□□□名円修房」

弁操 (裏書) 「蓮光房」

真海 (裏書) 「法院僧都覺蓮房」

顯印 (裏書) 「明影房夷名顯□」

右諸衆若於經論、若於章疏、每日披覽三枚並誦五教

章半卷、其後各可被指指一穴為印信、但於披覽分者、以

語表誦誦業、敢不可構止其數、此中所取者、於学人識上五

心正聚集、已可令生得閑思相応相似義持續起以此業為

所印体耳、諸衆悉校思每日於三枚義理中漸不令成立

唯識教体、然後可彼作印信也

建仁元年九月一日勸進伝灯大法師位成弁

※この資料は、国会図書館に所蔵されている「高山寺文書」九八通の中のひとつで44号として登録されているものである。前回挙げ

た高山寺蔵「学問印信」と同じものである。資料に裏書として記されている「東第三箱」とは、方便智院聖教目録の寛永年間に再整備されたものに付された分類のための番号であり、高山寺に現存する方便智院聖教目録(新目録)にも、第三箱の部分に裏書として「毎日学問印信次第一紙」として記載されている。つまり、本資料は江戸時代寛永年間の高山寺経蔵整理の際には寺内に現存していたことを示している。建仁元年は120年であるので、義淵房靈典が明恵上人に従って紀州において修学していた頃の記事であり、高山寺本以外に書写されて現存していたことが知られる。もちろん建仁の奥書は本奥書である。

2 華嚴入法界頓証毗盧遮那字輪瑜伽念誦次第

(『金沢文庫古文書(識語篇)』・554)

(尾)

右此次第者、真言宗中雖有不空所訳四十二字門

并字輪瑜伽儀軌等、未備持念方法、依之今依金剛

頂宗之軌則、并探花嚴一宗之大意、聊列法則記觀

念、唯為自行、不望他見、但於字輪一一深義等者、并

用別私記釈之云々、

于時建仁二年九月一日夜子時、

於紀州糸野草洞集之

金剛乘末葉兼華嚴末学非人

成弁□□

写本云、

建仁二年九月四日子時許、於

糸野房、以草案之本清書畢、

承元三年五月十七日於神護寺覚場院書写畢

求法僧 靈典

3 華嚴入法界頓証毗盧遮那字輪瑜伽念誦次第

(『金沢文庫古文書(識語篇)』・555)

(尾)

写本云、

建仁二年九月四日子時許、於糸野房、以草案

之本清書畢、

承元三年五月十七日、於神護寺覚場院書写

畢 求法僧靈典之本

右に挙げた二つの資料は同じものと見られるが、3は写しであろうか。奥書によれば成弁(明恵)が建仁二年に紀州糸野にて書写したものを承元三年に神護寺の覚場院において靈典が書写したという本奥書をもつもので、承元年間における靈典の活動を示すものといえる。なお、建仁二年は、明恵上人が紀州に滞在して義淵房靈典らと活動していたことが、前出の拙稿にも次のように触れている。¹¹⁾

建仁二年九月一日に明恵上人が「華嚴入法界頓証毘盧遮那字輪瑜伽念誦次第」(第一部²⁴⁾)を書写した奥書に次のようにあることからも、依然として紀州に滞在していることが知られる。

9 于時建仁二年九月一日夜／子時於紀州糸野草洞集／之／金剛乘末葉兼華嚴末／学非人成弁生年三十歳

これらの記事から考えるに、靈典二十一歳の建仁元年には既に明恵上人に従って高雄を出て同行の僧侶とともに紀州周辺にいたことが判明する。(以下略)

4 聖賢書状案(裏) 国立国会図書館蔵

136 54聖賢書状案(裏)

『貴重書解題第八卷／古文書の部第三 高山寺古文書 九八通裏文書七四通(四軸)／WA25-81』)

安貞二年四月三日於栴

尾義演御房書之

求法沙門定真本也、

能意

大納言法印御房口伝云々

※この資料は、現在では54号として登録されている高山寺古文書「聖賢書状案」の裏書として残されたもので、一般に「高山寺文書(裏文書)」とされているもので136はその裏文書の番号となる。記されている安貞二年は1228年であるので、明恵生前にかかる義淵房靈典の活動記録として貴重なものといえる。定真の本を栴尾の義淵房靈典の元で能意が書写したというもので、能意は高山寺蔵「高山寺善財院血脈」にも

寛助―永敵―覚印―能意―勤泉―性実

と続く記載があり、覚印の資であり後の善財院開基の性実へと相承していく僧侶として記録が残っている。なお末尾の大納言法印御房については未勘である。

5 某消息

(高山寺古文書 第一部七二)

比丘尼房と申候おいありしか、いしわらの田さたしてかへ候し、さゑもんのせうかねひさと申候物にたつねて候つれば、返事かく申て候に、かつくこの文などにて又申候ハ、きゝ候へく候、百さうともかれんはんして候き事、又うりたる券ともく候き、かたぐぬすみとりたるとハ申へくも候はず、よくさたせハ道りは候物に、法眼の小房のことにて候へし、うるさ

は明ちすてられ候やらんとおほへ候

この返事に申たるほどの道りにわきまへぬことハ、いかてか候へき、田なとせめうしなひて、さうなくもかくねんしより候、地ぬしと申す物之候うゑには、白方のめしろおもつけさせしろし候へきに、昨日御せの文まいりて候しハ候けるやらん、あなつりたるしわさにて候也、

(切封)

きえん御房へ

6 沙彌浄心消息

(高山寺古文書 第一部七五)

かしこまり候て申候、たとのちとうをゆつりたひて候へとも、さも候ぬへきやしきの候は(屋敷)て、なけき候へハ、たうしあまうへの候ところを、ひしりの御房へまいらせたるを、申たまはりて候へかし、たうしはこようなる事も候はずと、まうされ候へハ、さも候ハはあつかり候て、御ようなどの候はん時ハ、おほせにしたかいて、まいらせ候はんとそんし候、ひんよく候は

ん時、しかるへきやうに御ひろう候て、おほせをかり候はんとそむし候、御はから候へく候、あなかしくく、

六月廿日しやみ浄心上

きえむ御房

(切封)

きえむの御房〔異筆〕
所望 〔嶋山園敷〕

浄心上

※この二資料は、成立を示す年号などがないので不明なことが多いが、いずれも「きえん(の)御房」宛の書状であるので、義淵房靈典が生存中のものであることが判明する。前者は、田地の争いに対する農民の連判状とおぼしきものであり、後者は浄心から靈典宛のものである。後者の発信者である浄心は、「藤原景基等施無畏寺寄進状写」¹²⁾にも名前が見え、その文書には

寛喜三年四月十七日奉供養之

沙門高弁

御判

とあり、浄心は寛喜三年、すなわち1331年には生存していたことが知られる。その浄心が田殿の地頭職を「ゆつり」受けたのであるが住居がないのでそれを義淵房靈典に所望する、という内容と見られる。このことから、特に後者の文書は義淵房靈典が高山寺において指導的な地位にいた時のものであることが推定される。後者の文書に記されている「田殿」とは明恵上人ゆかりの紀州有田川沿いにある地名である。浄心は施無畏寺の書状やこの書状から見ると紀州ゆかりの僧侶であることが判明する。

7 達磨相承一心戒儀軌¹³⁾

血脈

大聖文殊師利菩薩、明恵上人、義淵上人、明悟上人、円光上人、静基上人、円老上人、静観上人、延文元年丙申九月晦日、於西芳寺釣寂庵、以俊倫上人所持本書写之了、倫禅人、先年於太子堂、奉受静観上人西大寺長老、周皎奉受資寿院下生長老畢、此本載委細口決之間、令書写之者也、私案、凡古徳口伝、悉皆仏部印結仏体也、誠夫三古形、是人形也、浄三業仏体也、是則仏戒人体哉、可思之、

延文丙申十月一日、於西芳釣寂庵私記之、

周皎

延文第五歳在庚子臘月十日、於宇治藏勝庵、以西芳皎和尚御本書写之、所冀者、欲令一切法界衆生、持戒清浄、則入仏位而已
肯翁真恵御判

これは、すでに田中久夫氏により紹介されているもので、¹⁴⁾ 原本は未調査であるが玉村氏の論考に示された翻刻を参考にさせていただいた。田中氏は次のように述べている。

前年の暮に明恵上人の久随の弟子の義林房喜海が示寂したので、七十一歳の靈典は、その時、高山寺の最高責任者であつたのであらう。同じくこの印信が、靈典から池房の歴代に相承されたことを伝える史料が、梶尾・仁和寺の両本のほかにもある。それは、玉村竹二氏が嘗て紹介された積翠文庫旧蔵の達磨相承一心戒儀軌に見える血脈（持戒清浄印のことであらう）である。田中氏はこの資料を直接解説しているのではなく、付帯している持戒清浄印について述べておられるようであるが、右に紹介した資料の血脈に記されているように、明恵上人から義淵房靈典、明悟房盛遍へと相承されていることから覺蘭院の活動記録を示すものとしても重要なものである。

三

次に覚園院の代々、二世の明悟房から順に「代々記」に記載された僧侶の記録を見ていくこととする。資料の掲載順は概ね活動を示す(と考えられる)年号に従うこととする。

二世 明悟房盛遍

始めに、覚園院二世にあたる盛遍についての事績を概観する。盛遍についての記録は極めて少ない。現状では以下の三点(正確には四点)が見られるのみである。

8 題未詳 一帖

(高山寺聖教類第四部第九三函11)

○鎌倉後期写、片仮名交り文ヲ含ム

(奥書)

写本云

久安二年比以三品御手跡

本書之可秘々々々密中

密也

貞応貳年十一月卅日於金剛

峯寺披見了

沙門 在御判

9

文殊師利菩薩念誦次第

〔金沢文庫古文書 識語篇三〕・2431

(尾)

(朱) 弘安七年十一月一日、於高山寺池房奉伝受明
悟御房了、以靈典大德自筆本写之

釈智照

貞応元年十月晦日於金剛峯
寺蓮花谷草庵書写了此書
者成就院之正流也至極玄底
竹目木底而已元仁二年季春之此書之
隆澄

以理智院御自筆本書

写了 盛遍

一交了云々

(以上本奥書)

10

仏生会講式 一卷

(高山寺聖教類第四部第一一三函9)

○江戸末期写、

(奥書)

沙門高弁從幼年昔修涅槃會仍不辨其
年數遂成大会貴賤群集於仏生會者以
式講自今年始修之仍為明日所修卒爾草
之

于時元仁二年乙酉四月七日未刻於楞伽山羅婆坊

記沙門高弁

正平七年卯月三日以彼御草本敬書寫了假名

即上人御自筆也後輩尤以之可其本者也

遺弟非人教譽

表者上人御点所注 裏者明悟御坊口伝也

(以下略)

11 仏生會講式 一卷

(高山寺聖教類第四部第一一三函11)

○江戸時代天和三年写本

※本資料は前の10と同じ奥書を持つために省略する。

右にあげたものが明悟房に関する事績を示す資料であるが、資料の点数自体が少ない上に、盛遍自筆原本とされるものも存在しないし、奥書等から年代が確実なものも見あたらない。しかし、中には盛遍と覚蘭院の活動記録として貴重なものが含まれている。それ

は9の資料である。この奥書によると、文殊師利菩薩念誦次第は、鎌倉・松谷寺を中心に活動した智照が、義淵房靈典自筆本を覺蘭院(池坊)において明悟房から伝受されたというものである。¹⁰ 10と11は同じ内容のものと考えられ奥書も同一である。直接の活動を示すものではないが、明恵が作成した仏生会講式についての盛遍の口伝が裏書として記載されているというものである。

三世 顯惠房成雲

成雲についての記録はわずかに次の一点のみである。

12 僧淨雲諷誦文

(高山寺古文書 第一部九二)

敬白

請諷誦事

三宝衆僧御布施厚紙十帖

右、為悉地成就諷誦、所請如件

弘安三年十二月二日金剛仏子淨雲敬白

この資料には署名が「淨雲」となっており成雲とは別人の可能性も否定できないが、先に挙げた代々記の③によると異本注記として「イ淨」とあるためあげておくこととする。内容的には諷誦文であること以外詳細は判然としないが、弘安三年(1280)という年号が明記された自筆本であり、他資料との整合を考える上で基準となりうるものである。

第四世 照空房慈順

13 高山寺訪人々進物注文(折紙)

(高山寺古文書 第一部一一九)

〔端裏書〕
応長

訪人々

当寺

闕伽井房 五結

中房 五結

明□房 被物二重
代錢二貫九百文

照空房 三結

遍林房 三結
米一石

乗□房 二結

明心房 二結

明教房

(以下略)

「 二帖

14 持戒清浄印明

高慧嘉曆三年三月十八日登榎尾

謁池坊照空上人校合スルニ 此大事云此ヲ

印明名持戒清浄印明ト

14は、すでに田中久夫氏が詳細な論考を発表されているのであるが、¹⁶覺蘭院としての活動を考える上でも重要であろう。田中氏も指摘しているとおり、「持戒清浄印明」は紀州の東白上において明恵上人が文殊菩薩から授けられたとされるもので、その遺跡には義林房喜海によると伝えられる銘文がある。この印明は明恵上人から空達房定真・仁真といった方便智院代々に相承されてその後十無尽院の経弁・高経・公弁へと伝えられるとともに、義淵房靈典から明悟房盛遍へと覺蘭院代々にも相承されており、そこから先述した鎌倉の湛睿にも授けられている。湛睿に関しては金沢文庫の資料にも高山寺とのつながりを示す資料が現存している¹⁷ので次に紹介する。

○華嚴経内章等雜孔目（柳瀬福市氏旧蔵）

（『金沢文庫古文書 識語篇一』・520）

（第一尾朱書）

文保二年□^{午戌}春比、蟄居洛陽東山辺之時、借請梅尾之

宋本、自校合之、其間以朱点示是宋朝新渡之印本、以

墨点出則兼亦和国傳來之古本也、若有此為写本之

人、則先純写一本、後更点付、努力々々、莫混雜兩本矣、

同年三月六日、於鷲尾金山院方丈記之、

貧道沙門 湛睿 通廿三 俗四十八

文保二年□^{午戌}三月六日春比、蟄居洛陽東山鷲（尾）之時、

借請梅尾之証本校合之、以朱点示是宋朝新渡之

印本、以墨点示則和国傳來之古本也、^{又有此為写本}後写之人、則先

純写一本、更



(四八)

湛睿が京都東山鷲尾に滞在中に高山寺の『華嚴経内章等雜孔目』を借り受けて校合を加えている。湛睿が六年間南都に遊学し、久米多寺で教学研究に専念したことが知られているが、ここから、浄光明寺の高慧に伝受された印明は、先に14で挙げたように再び覚蘭院第四世の照空により伝授されるのである。こうしてみると、この印明が高山寺以外に流布するに当たったの覚蘭院の代々の活動は重要なものであることがわかる。¹⁹⁾

第五世 信明房深恵

第六世 義顯房信玄

第七世 定明房深海

右の覚蘭院三代については、まったく記録を見出すことが出来ない。後考を待ちたい。

第八世 信禅房良範

良範の事績は次の二点が見出される。

15 某奉書案

(高山寺古文書 第一部一五八)

美濃国遠山庄内奥遠山、為 故御所御菩提料所、可令知行給者之由依 仰執達
如件、

文和三年二月廿一日(花押)

謹^(マ) 信禪上人御房

16 仁和寺宮法守法親王高山寺置文案

(高山寺古文書 第一部一七七)

〔包紙〕
〔母尾〕高山寺御置文禪河院御室法守親王ノ二紙

〔端裏書〕
〔禪書〕
禪河院御室御置文ノ

(前半省略)

(朱書)池^{東房}

一 愚僧追善、於十三重塔、毎日一座弥勒供養、信禪・^{禪水房}順空・^{關伽井坊}禪澄為供僧、可令勤行之、其闕出来之時、寺主以下可有計沙汰也、忌日一昼夜弥勒宝号、於清水房、便宜輩可計請之、布施并道^(具敷)一方要脚、以浅越年貢三分二之内、可令沙汰之也、

(以下略)

右以前条々、可致慇懃之沙汰、及未来際、不可有退転者也矣

永徳三年三月廿一日

沙門法^守

15は詳細が不明ながら、後述する高山寺古文書等により、美濃国遠山庄は古くは高山寺寺領であったことが知られており、この土地の知行に関する書状が信禪宛に差し出されたものである。この時期には覚蘭院(池坊)が遠山庄に関する経営を担っていたのである。16は、仁和寺の法守法親王の置文案で、内容は法親王の追善に関する定めが記載されている。これによると高山寺では当時(永徳年間)池房、清水房、關伽井房などが依然として塔頭を構え、寺内のみならず仁和寺の法親王を供養するために大きな役割を担っ

ていたことがわかる。

四

その他覚蘭院(池坊)に関する記録が現存している。年代順に示すこととする。ただ、18・20については、前回すでに取り上げて

17 高山寺蔵本星尾寺縁起 一卷

(高山寺聖教類第一部二九五号)

162 御星尾の寺主の事母尾の御門弟の御

163 (中) にとりて池御房御相伝の上人御はからひ

164 たるへきむね申さため畢、そのゆへは智眼か

165 父母相ともに先師上人を一向あひたのみまい

166 らせし事なり、しかるに又御勸進帳と申も

167 池御房^ニつたはりていま拝見するところ也、

168 旁かの御跡につきて御はからひあるへき

169 よし□するところ如件、

170 弘長四年^{甲子}二月 日沙弥智眼花押

(以下略)

18 大方広仏華嚴経卷第十四 一卷

(高山寺聖教類第四部第六函31)

19

金澤貞顯書状

(『金沢文庫古文書第一輯 武家書状篇』・四一五)
(前半省略)

一近衛北政所御跡事、為 公家御沙汰、右大臣家へ

被付候、御沙汰依違候之間、自関東可被取申

之旨、内大臣家御使宮内卿範高卿、自旧年

下向候て申され候程に、出羽入道々蘊、伊賀

入道善久等為奉行御さした候、梅尾池房々主

範高卿に同道候て、被致秘計候右大臣家

よりは御使下向も候はず、ひとりすまひにては

○貞応二年写、

(奥書)

貞応二年九月十三日於梅尾道場

以如法儀式書写□了⁽²⁾ 辰尅

願主比丘近仏

(別筆)

嘉元三年^巳三月七日於高山寺西谷房切

句指声并一交等了 朝玄

于時恵印房於池房入壇云、

いかゝと覚候、道湫年来仲高入道、範高卿
一体分身候之間不審候、右大臣家の御方さま
の事は、高倉入道前々口入候き、今はいろいろ(以下欠
(備考) 元徳元年十二月書状カ

20 蒙散沢見

(高山寺聖教類第四部第九三函10)

○鎌倉後期写、

(奥書)

(前半省略)

永仁五年七月廿五日以梅尾

池房御本令書写畢此御本

者故理智院前大僧正降一

御房御自筆御書

也(以下略)

金剛仏子 静基記之(以上本奥書)

21 室町將軍家足利義満御教書写

(高山寺古文書 第一部一八九)

高山寺池坊雜掌申美濃国遠山庄内奥遠山上下村領家職事、解状具書如此、先代官小泉并被官人等違乱云々、事实者大無謂、早

止彼等妨、可全雜掌所務之由、所仰下也、仍執達如件、

応永七年四月二日沙弥判

土岐美濃入道殿

22 土岐頼益遵行状写

(高山寺古文書 第一部一九〇)

高山寺池坊雜掌申美濃国遠山庄内奥遠山上下村領家職事、重解状如此、先立雖被仰之(以下略)

応永七年五月十六日沙弥判

櫛原駿河入道殿

23 土岐頼益遵行状写

(高山寺古文書 第一部一九一)

高山寺池坊雜掌申美濃国遠山庄内奥遠山上下村領家職事、重解状如此、先立雖被仰之(以下略)

応永七年五月十六日沙弥判

上野三河入道殿

24 上野妙觀打渡状写

(高山寺古文書 第一部一九二)

(前半省略)

渡付高山寺池坊雜掌候畢、仍渡状如件、

応永七年七月十一日 沙弥妙観判

(五四)

25 櫛原円顯打渡状写

(高山寺古文書 第一部一九三)

(前半省略)

渡付高山寺池坊雜掌候畢、仍渡状如件、

応永七年七月十一日 沙弥円顯判

26 僧永円敷地売券

(高山寺古文書 第一部一九八)

沽却申 西谷坊敷地事

合一所者「号禪屈」
(通巻)

右彼敷地者、自池御坊相副御文書、被沽却間、買給所也、雖然依有要用、入江御坊直錢陸貫文、永代所売渡申実也、仍為後日
売券之状如件

応永廿年七月十日 永円(花押)

27 貝小野保・遠山莊重書写

(高山寺古文書 第一部二〇三)

高山寺闕伽井坊雜掌申、池坊領美濃国貝小野保領家職・同国遠山庄内奥遠山上下村領家職事、申状具書如此、先度被施行訖、
被官人押領云々、何様次第哉、早止其妨可被全雜掌所務、若亦有子細者、可被注申之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永廿三年八月十六日 沙弥(花押)

土岐祢井法師殿

(以下略)

右にあげた資料は古くは17の弘長四年(1264)から27の応永廿三年(1416)までと幅広い年代にわたっている。僧侶の名前が記されていないので覚蘭院代々のいずれに該当するかは確定することは難しいのであるが、弘長四年であれば、第二世の盛遍であることは確実である。⁽²¹⁾

その後の資料についてはほとんど特定することが出来ない。しかしながら、最後の26と27の二資料については、応永二十年以降であるので、「高山寺代々記」の書き込みによれば、永範上人および□弁が該当するところである。

その他の記録

28 僧仁弁書状

(高山寺古文書 第一部一二六)

布薩役事、勤仕己□^{及む}多年候之上、老病追日増□候之間難治候、^改仍令上表候、□此趣可令披露衆中給候□、^{也カ}恐惶謹言、

八月三日 仁弁

進上 知事御房

その他、覚蘭院(池坊)と直接の関係を示すものではないが、右の古文書は方便智院三世空明房仁弁から高山寺知事宛のものである

るので、その発信年代は仁弁が寂した文和二年(1353)以前であることが判明する。文和年間⁽²²⁾は覚蘭院第八世の信禪房良範の活動とほぼ一致しているので、この時期までに覚蘭院代々が高山寺知事職を受け継いでいたのであれば、この「知事御房」は良範であるといふことになるが、確実な証拠は見いだせないのが現状である。

五

以上、覚蘭院代々についての記録を概観した。纏めてみると次のようになる。

- ・前号の義淵房靈典関係の記録と合わせて、五十七点の覚蘭院関係資料がある。中には同じ資料の写本が寺外に存在しているものもある。総計ではやや少ないものと思われる。
 - ・「高山寺代々記」などに依れば、覚蘭院の代々は少なくとも義淵房靈典を始めとして八代(応永年間)まで続いている。一部資料では八代以降二名の僧名が記されているので、さらに記録が伸びることになる。しかし、いずれにしても応永年間までで相承が途絶えている。
 - ・代々を個別に整理すると、第一世の義淵房靈典は突出して記録が残されている。五十数点の記録の半数は靈典に関するもので占められている。
 - ・逆にまったく記録が残されていない僧侶が三代にわたり続いている。
 - ・二世の明悟、四世の照空は、その事績は僅かながら残されており、ともに鎌倉居住の僧侶に印明を伝授するなどの活動記録がある。さらに明悟については口伝の存在も記録されており(現物は不明)、何らかの講説に関わっていたことを示唆するものとして貴重である。
- 今回は、覚蘭院代々についての記録を概観するに留まったが、いずれ総合的に検討したいと考えている。

注

- (1) 徳永良次「高山寺・義淵房靈典と覚蘭院代々(二)」(北海学園大学人文論集第三十八号 2008年3月)
- (2) 徳永良次「高山寺初期における聖教の保管と整理——古目録を手掛かりとして——」(訓点語と訓点資料 第一一四輯 平成17年3月 60頁)
- (3) 同「高山寺における聖教目録の形成について」(築島裕博士傘寿記念『国語学論集』汲古書院 平成十七年十月)
- (3) 土井光祐氏の以下の論考によると、空達房定真と義林房喜海の高山寺内での活動の違いは際だっていたことが判明している。土井光祐「高山寺関係開書類の資料的性格と学統——講説開書と伝授開書とをめぐって——」(訓点語と訓点資料 第九十五輯 一九九七年三月 68頁)
- (4) 徳永良次「高山寺諸院代々一覽」(高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成20年3月 131頁)
- (5) 奥田勲「高山寺縁起 解説」(『明恵上人資料第一』東京大学出版会 1971年3月 739頁)
- (6) 例えば、田中久夫『鎌倉仏教雑考』(思文閣出版 1982年2月 482頁)などに引用がみられる。
- (7) 宮澤俊雅「高山寺代々記」(高山寺典籍文書綜合調査団「高山寺報告論集」平成七年三月 5頁)
- (8) 注5文献に同じ
- (9) 注7文献に以下のように記されている。
 「また村上素堂編『梅尾山／高山寺』明恵上人(昭和四年十二月発行)所収の高山寺代々記は本書とは異なる別本に拠っている。(その別本の所在は未確認。いずれも淵源は同一で、各僧房の代々はほぼ十五・十六の二世紀の間に終わっているが、いくつかの僧房については各本に異同が見られる。)(5頁)
- (10) 金水敏「方便智院聖教目録解題」(『明恵上人資料第四』東京大学出版会 1998年1月 455頁)
 宮澤俊雅「方便智院聖教目録解題」(『続高山寺経蔵古目録』東京大学出版会 2002年3月 414頁)

- (11) 注1文献 101頁
- (12) 『高山寺古文書』(東京大学出版会 1975年3月 41頁)の三八号文書による
- (13) 玉村竹二「日本禪宗の一側面を物語る聖教奥書三則——無相中訓の行履を中心として——」(「駒沢史学」第七号 駒澤大学史学会 昭和三十三年十二月 32頁)
- (14) 田中久夫「持戒清浄印明について」(『鎌倉仏教雑考』思文閣出版 1982年2月 483頁)
- (15) 納富常天氏は「解脱門義聴集記解題」(「金沢文庫研究紀要」第4号 神奈川県立金沢文庫 1967年 205頁)において次のように指摘されている。
- 智照は華嚴・東密の両面で活躍し……(智照は)凝然の高足で、東大寺華嚴を最初に関東に伝え、その教学の振興に努めた学匠であるが、弘安七年(一二八四)十一月一日高山寺池坊において『文殊師利菩薩念誦次第』を明悟房盛遍から伝受し、また弘安八年(一二八五)正月廿三日には四天王寺施薬院において『華嚴信種義聞集記』を校証している。これは智照が東大寺華嚴とともに、高山寺華嚴もあわせ学んでいることが知られる。
- (16) 注14文献 469頁
- (17) 注15文献 211頁
- (18) 納富常天「金沢文庫資料における明恵の教学」(「金沢文庫研究」第10巻第6号 金沢文庫 1964年 13頁)
- (19) 注15文献 212頁
- 納富常天「湛睿の基礎的研究」(「金沢文庫研究」第16巻第1号 金沢文庫 1970年 7頁)
- (19) 田中久夫「持戒清浄印明について」(『鎌倉仏教雑考』思文閣出版 1982年2月 469頁)
- (20) 注1文献
- (21) 田中久夫氏は「沙弥智眼」(『鎌倉仏教雑考』思文閣出版 1982年2月 643頁)において、注釈ではあるが、「智眼の許に御勸進帳をもたらしした上人は、あるいは盛遍(明悟房―筆者注)かもしれない(655頁)」とされている。

また、僧侶の活動時期に関する論考としては、宮澤俊雅「高山寺僧名一覧」（平成三年度「高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集」平成四年三月）なども参考になるものである。

〔22〕 徳永良次「高山寺諸院代々一覧」（平成十九年度「高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集」平成二十年三月）

〔付記〕 本稿を作成するに際しては、高山寺の関係各位および高山寺典籍文書総合調査団の方々に格別のご高配を賜りました。感謝申し上げます。

なお、本稿は平成二十年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「聖教目録の形成過程からみた高山寺資料の性格と学統の関わり」（課題番号18520361）による成果の一部である。